

第 24 回 定例農業委員会議事録

令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 4 時 0 0 より、J A にしみの中部支店 3 階大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（19 名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19	岡本 敏美
6	吉田 和郎	13	田部 恵		
7	柳瀬 美穂	14	吉田 幹夫		

欠席委員（0 名）

その他の出席者（5 名）

中川事務局長	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 6 6 0 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願いについて

議案第 6 6 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 6 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 6 6 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 2 4 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 　ただ今から、第 24 回定例農業委員会を始めたいと思います。

　本日の議事録署名者に、10 番 高橋正彦委員、13 番 田部委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

　ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

　議案第 660 号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 　議案第 660 号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、説明させていただきます。

　議案の 1 ページをお願いします。

　1 件提案されております。

　被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うということで相続税納税猶予を受けるものです。

　提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みのある方でございますので、ご報告いたします。

　1 番、田、畑、6 筆合わせて、6,328㎡のうち、6,178㎡で
ございます。

　以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

　ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第661号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第661号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

11件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、畑、168㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、1,136㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、3,169㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,260㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2ページをお願いします。

5番、所有権移転によります、畑、宅地（現況：畑）7筆合わせて、957.02㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

6番、所有権移転によります、田、178㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

7番、所有権移転によります、畑、74㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

8番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、2,953㎡で、

ございます。取得後は水稻やそばの栽培が行われる予定です。
取得後は効率的に利用されるものと認められます。

9番、所有権移転によります、田、2, 990㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

10番、所有権移転によります、畑、197㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

11番、所有権移転によります、田、991㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第662号 農地法4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第662号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、田、2筆合わせて、572㎡で、農家住宅及び倉庫でございます。
農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第663号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第663号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

3件提案されております。

1番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、737㎡で、土木業資材置場及び自社への進入路でございます。農地の区分は、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。

許可区分は、「申請に係る農地に代えて、他の土地を供することによっても目的を達成できない場合。」に該当します。

2番、所有権移転によります、田、23㎡で、自宅への進入路でございます。農地の区分は、宅地化の区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満の区域内に存する農地であり、第2種農地と判断します。

許可区分は、「拡張部分が、既存の敷地の面積が2分の1以下である、既存施設の拡張。」に該当します。

3番、賃貸借権によります、田、509㎡のうち341㎡で、
新幹線高架下メンテナンス工事用道路及び作業場でございます。
農地の区分は、農業振興地域内における、農用地区域内農地です。
一時転用による期間は、令和7年7月15日から令和8年1月
31日まででございます。
許可項目は「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為
に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を
供することが必要と認められるもの。」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定し
てよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていた
だきます。

報告第24号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報
告事項について、事務局より報告願います。

事務局

報告第24号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報
告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させて
頂きます。

農地法第4条関係届出明細については、3件申請されています。

1番、畑、63㎡で、一般個人住宅でございます。

2番、田、812㎡で、貸駐車場でございます。

4ページをお願いします。

3番、田、2筆合わせて、65㎡で、公衆用道路でございます。

農地法第5条関係届出明細については、9件申請されています。

4番、所有権移転によります、田、733㎡で、分譲宅地でございます。

5番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、3,079㎡で、製造業従業員用駐車場でございます。

6番、所有権移転によります、田、211㎡で、一般個人住宅でございます。

7番、所有権移転によります、田、677㎡で、分譲住宅でございます。

8番、所有権移転によります、田、188㎡で、一般個人住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、614㎡で、分譲宅地でございます。

5ページをお願いします。

10番、所有権移転によります、田、383㎡で、一般個人住宅でございます。

11番、使用貸借権によります、田、140㎡で、一般個人住宅でございます。

12番、所有権移転によります、田、393㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、5件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

- 1 3 番、田、4 筆合わせて、2, 8 2 5 m²でございます。
- 1 4 番、田、2 筆合わせて、2, 5 4 8 m²でございます。
- 1 5 番、田、畑、2 筆合わせて、1, 4 3 8 m²でございます。
- 1 6 番、田、1, 1 2 6 m²でございます。
- 1 7 番、畑、田、5 筆合わせて、4, 9 9 5 m²でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後 4 時 1 5 分閉会